

「訪問看護ステーションほんわか」運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人厚生会が開設する指定訪問看護事業所「訪問看護ステーションほんわか」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 適切な訪問看護を行うために、必要な知識及び技能の修得に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションほんわか
- (2) 所在地 鳥取県米子市茶町25番地

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 2名以上
看護職員は、指定訪問看護の提供に当たる。
看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日 午前8時30分～17時とする。

※全時間帯とも緊急時はこの限りではない。

第4章 訪問看護の内容及び利用料

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の援助
- (4) 褥そうの予防及び処置
- (5) 療養生活や介護の方法の指導
- (6) カテーテル等の管理
- (7) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収することができる。なお、自動車を使用した場合の交通費は、路線バス料金とする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

米子市

その他の地域に関しては要相談とする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第9条 看護職員は、訪問看護を実施中に利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護職員は、前項に係るしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第6章 虐待防止及び身体的拘束適正化のための措置

(虐待防止及び身体的拘束適正化のための措置)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待防止及び身体的拘束適正化等のため指針に基づき、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

第7章 その他運営に関する重要事項

(その他運営に関する重要事項)

第10条 当該事業所は、看護職員の質的向上を図るための研修を受講させ、業務体制を整備する。

- 2 当該事業所は、感染症の発症又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じます。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約に明記する。
- 5 施設内の見えやすい場所に、運営規定の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を閲覧できるファイルを設置する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 7月17日から施行する。

この規定は、平成27年 5月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 6月17日から施行する。

この規定は、平成28年 3月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 9月 1日から施行する。